

一般社団法人歯科基礎医学会  
学会奨励賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、歯科基礎医学その他、これに関連した領域において、国内で行われた研究に関する優秀な論文の筆頭著者を表彰するために定める。

(応募資格)

第2条 学会奨励賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。

- ① 応募締切時に継続して2年以上の本会会員歴を有する者。(単年度会員歴は含めない。)
- ② 応募締切時に40歳未満あるいは学位取得10年以内の者。但し、出産・育児・介護等のために研究を中断した場合には、年齢制限あるいは学位取得後の年限において中断期間分の延長を認める。その場合、該当期間を申請書中に記載することとする。
- ③ 本会にかかわる学術研究、教育活動、学会活動に特に大きな貢献のあった者
- ④ 本会代議員が推薦した者。

(対象論文)

第3条 選考の対象は、応募年度を除く過去3年間（最終年度の3月まで）に本学会学術大会で発表されていることに加え、同期間に本学会誌又は国内外の学術雑誌に掲載・公表（in press を除く）された原著論文とする。

(選考)

第4条 選考は、本会常任理事会が実施する。

- 2 研究委員会は、審査員を指名する。
- 3 研究委員会は、選考結果について常任理事会の承認を得なければならない。

(審査)

第5条 審査は下記の2段階で実施する。

- 2 第1段審査は、応募論文に関する専門分野の正会員5名により、評価表に基づいて実施する。
- 3 第2段審査は、本条2項による評価表に基づいて、研究委員会で実施し、受賞者を選出する。

(表彰等)

第6条 本賞受賞者には賞状と副賞を受け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会のホームページに発表する。

- 2 副賞は賞金10万円とする。

(その他)

第7条 受賞者は、Journal of Oral Biosciencesに受賞内容あるいはそれに関する総説を投稿・掲載しなければならない。

(内規の改廃)

第8条 本内規の改廃は、常任理事会で決定し、理事会に報告しなければならない。

#### 附 則

- 1 本内規は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
- 2 本内規は、平成28年5月14日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 本内規は、平成28年12月26日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 本内規は、平成29年5月13日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 本内規は、平成29年9月16日に一部改正し、同日から施行する。
- 6 本内規は、平成30年8月16日に一部改正し、同日から施行する。